

平成27年6月秋田市議会定例会提出予定案件	
件名	説明
「条例案」 5件	
1 秋田市個人情報保護条例の一部を改正する件 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）：平成25年5月31日公布、一部を除き平成27年10月5日施行	<p>○改正理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の施行に伴い、実施機関が保有する特定個人情報の利用の制限等について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 番号利用法に準じて、個人情報の定義を改め、特定個人情報（個人番号を含む個人情報をいう。以下同じ。）等の定義を加えるとともに、規定を整備する。 2 市の保有する特定個人情報を保護するための措置等として、次に掲げる事項について規定する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 目的外利用の制限等（情報提供等記録を除く。） (2) 番号利用法第19条に該当する場合を除く提供の禁止 (3) 本人の委任による代理人が行う場合の開示請求等 (4) 情報提供等記録を訂正した場合の総務大臣等への通知 (5) 番号利用法に違反した場合の利用停止請求（情報提供等記録を除く。） (6) 開示の方法に係る法令等との調整対象から除くこと。 <p>○施行期日 平成27年10月5日から。情報提供等記録に係る部分は規則で定める日から。</p>

<p>2 秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する件</p> <p>・食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）：平成27年3月20日公布、平成27年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 特定原材料の定義において引用している規定を、食品衛生法に基づくものから食品表示法に基づく食品表示基準に改める。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
<p>3 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第63号）：平成27年3月31日公布、平成27年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 児童福祉施設最低基準および家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正（平成27年厚生労働省令第63号）に伴い、保育士の配置に係る特例を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 次に掲げる条例について、保育士の数の算定に当たって保育士とみなすことができる者に准看護師を加える。</p> <p>(1) 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例</p> <p>(2) 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
<p>4 秋田市ペット霊園の設置等に関する条例を設定する件</p>	<p>○設定理由 ペット霊園の設置等の許可および管理の適正化等に関し必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の保全に資するため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨</p> <p>1 この条例は、ペット霊園の設置等の許可および管理の適正化等に関し必要な事項を定めることにより、良好な住環境の保持およびペット霊園と周辺環境との調和を図り、もって市民の良好な生活環境の保全に資することを目的とする。</p> <p>2 ペット霊園設置者および移動火葬車両</p>

使用者は、地域の良好な生活環境の保全に努めなければならないこと等とする。

3 ペット霊園に係る次に掲げる事項について規定する。

- (1) 設置等の許可の申請
- (2) (1)に係る事前協議等
- (3) 設置等の計画に係る標識の設置および設置の届出等
- (4) 設置等の計画に係る説明会の開催等
- (5) 設置しようとする場所の基準
- (6) 構造設備等の基準
- (7) 設置等の工事着手に係る届出
- (8) 設置等の工事完了に係る届出等
- (9) 維持管理の基準
- (10) 設置者の地位の承継
- (11) 設置の申請に係る事項の変更の届出
- (12) 廃止の届出

4 移動火葬車両に係る次に掲げる事項について規定する。

- (1) 使用許可の申請
- (2) (1)に係る事前協議等
- (3) 火葬する場所の基準および遵守事項
- (4) 構造設備の基準
- (5) 維持管理の基準
- (6) 使用者の地位の承継
- (7) 使用許可の申請に係る事項の変更の届出
- (8) 廃止の届出

5 ペット霊園設置者又は移動火葬車両使用者に対する報告の徴収および立入検査について規定する。

6 市長は、維持管理の基準等に違反したペット霊園設置者又は移動火葬車両使用者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができることとする。

7 市長は、6の勧告に従わないペット霊園設置者又は移動火葬車両使用者に対し、期限を定めて、必要な措置を命ずること

	<p>ができることとする。</p> <p>8 市長は、偽りその他不正な手段等で許可を受けたペット霊園設置者又は移動火葬車両使用者の許可を取り消すことができることとする。</p> <p>9 市長は、許可を受けずにペット霊園の設置又は移動火葬車両を使用した者に対し、ペット霊園又は移動火葬車両の使用の禁止を命ずることができることとする。</p> <p>10 市長は、改善命令又は使用禁止命令に従わない者に対し、当該命令に従わない者の氏名等を公表することができることとする。</p> <p>11 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとする。</p> <p>○施行期日 平成27年10月1日から。既存ペット霊園および既存移動火葬車両に係る特例を定める。</p>
<p>5 秋田市立学校設置条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 川添小学校、種平小学校、戸米川小学校および大正寺小学校を廃止し、雄和小学校を設置するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 川添小学校、種平小学校、戸米川小学校および大正寺小学校を廃止するとともに、雄和小学校の名称および位置を定める。</p> <p>○施行期日 平成28年4月1日から</p>
<p>「 単 行 案 」 5 件</p>	
<p>6 秋田市東部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件</p>	<p>○東部市民サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 東部地域づくり協議会 ・ 指定の期間 平成27年8月24日～平成32年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>

7	市道路線を認定する件	<p>○住民要望に伴い設置された道路を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定路線 1路線 延長 131.30m ・認定後の市道路線延長 約2,012.9km <p>※提出根拠法：道路法第8条第2項</p>
8	秋田市総合環境センター溶融施設大規模改修工事請負契約の変更契約を締結する件	<p>○秋田市総合環境センター溶融施設大規模改修工事請負契約の変更契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決年月日 平成25年9月26日 ・議案番号 平成25年議案第130号 ・工事場所 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内 ・変更事項 契約金額「2,076,900,000円」を「2,219,180,280円」に変更するもの ・契約先 日鉄住金環境プラントソリューションズ株式会社 ・変更理由 燃焼ガス冷却設備における1号、2号ボイラー水管肉盛補修整備を追加するため <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
9	桜地区コミュニティセンター（仮称）新築工事請負契約を締結する件	<p>○桜地区コミュニティセンター（仮称）新築工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市桜台一丁目77番1地内 ・契約金額 305,640,000円 ・契約先 佐々木・中山・石川特定建設工事共同企業体 ・工期 平成28年5月27日まで ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 構造規模 鉄骨造2階建 敷地面積 2,054.37㎡ 建築面積 607.26㎡ 延べ面積 726.96㎡ 外構工事 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>

10	秋田南消防署雄和分署改築工事請負契約を締結する件	<p>○秋田南消防署雄和分署改築工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市雄和妙法字上大部48番地1 ・契約金額 215,892,000円 ・契約先 栗野・足利特定建設工事共同企業体 ・工期 平成28年4月28日 ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 構造規模 鉄骨造3階建 敷地面積 1,053.95㎡ 建築面積 272.92㎡ 延べ面積 513.96㎡ 外構工事 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
----	--------------------------	--

「 予 算 案 」 5 件

11	平成27年度秋田市一般会計補正予算（第1号）の件	○資料別紙
12	平成27年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）の件	
13	平成27年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）の件	
14	平成27年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）の件	
15	平成27年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件	

「追加提案」

「人事案」 1件

16 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件

○人権擁護委員水澤重克氏の任期満了（平成27年9月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの

・任期3年

※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項